



2025 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 田 静 絵
(コード番号：6548 東証グロース)
問 い 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 朝 居 宏 文
事 業 戦 略 本 部 本 部 長
E-mail : ir@tabikobo.com

雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会設置のお知らせ

当社が受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明いたしました（以下「本件事案」といいます）。

これを受け、本日開催の取締役会において、事実関係の解明等を目的として特別調査委員会を設置することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 経緯

2025 年 3 月 11 日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機に、当社では自主的に社内調査を開始いたしました。

その過程において、実際の勤務状況と受給申請の内容に齟齬が生じていることが判明いたしました。もっとも、申請当時の経営陣及び事務担当者の多くが既に退任又は退職しており、事実関係の解明には至っておりません。

また、当社は、2022 年 2 月 4 日付「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」並びに同年 3 月 2 日付「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」及び「(追加) 当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」にてお知らせしましたとおり、Go To トラベル事業給付金の受給申請に関して、2022 年 2 月 4 日に調査委員会を設置し、同年 3 月 2 日に同委員会から調査報告書を受領した上、2023 年 1 月 11 日付「2022 年 3 月 2 日に受領した Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会設置のお知らせ」及び 2023 年 2 月 10 日付「2022 年 3 月 2 日に受領した Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会からの検証報告書の受理について」にてお知らせしましたとおり、上記調査委員会の調査結果に関して一部再検証すべき事項が判明したことから検証委員会を設置して再検証を行った結果、旅行商品の販売取引のスキームは、当社を起点とした資金循環により Go To トラベル事業給付金の支給要件を満たす取引を行って、もっぱら Go To トラベル事業給付金と地域共通クーポン券の支給を受けることを目的としたものとみるべきであり、少なくとも資金循環取引による売上の過大計上という側面では、当社がスキームの中で唯一資金負担リスクを負って資金循環取引を行っており、スキーム全体で中心的な役割を担って資金循環取引に加担したとの評価は免れないとの評価を受けましたが、Go To トラベル事業給付金の事案と本件事案との関連性（同一の関与者が同様の動機で行った一連の事象であるか否かなど）についても明らかとなっております。

現時点では、当社による自主的な社内調査の段階であり、東京労働局による調査も開始されておきませんが、当社は本件事案を真摯に受け止め、より客観性と信頼性の高い調査を行う必要があると判断し、本日の

取締役会において、外部専門家を中心とした特別調査委員会を設置することを決議いたしました。

2. 累計受給額

802,230,837 円（受給した助成金の判定基礎期間 2020 年 3 月 16 日から 2022 年 11 月 30 日）

なお、上記の累計受給額には Go To トラベル事業給付金は含まれておらず、本件事案は同給付金とは別の助成金の受給の適否の問題となります。また、2022 年 3 月 8 日付「今後開始予定の新たな Go To トラベル事業への当社の参加停止に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、Go To トラベル事業給付金については、監督官庁がクーポンのうち不適切な使用分の返還を請求するとしておりましたが、当社は、クーポンのうち不適切な使用分として、2023 年 2 月 24 日に 93,624,000 円を既に返還しております。

3. 特別調査委員会設置の目的

- ① 本件事案に関する事実関係の調査
- ② 本件事案に類似する事案の存否及び事実関係の調査
- ③ 上記①及び②による当社の連結財務諸表への影響額の確認
- ④ 発生原因の分析と再発防止策の提言
- ⑤ その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

4. 特別調査委員会の構成

委員長	三宅 英貴	（弁護士／アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）
委員	藤田 大介	（公認会計士／株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory）
委員	大西 良平	（弁護士／アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）
委員	野村 拓也	（弁護士／社外監査役・未来創造弁護士法人）

5. 業績に対する影響について

特別調査委員会からの調査報告書を受領後、影響額の適切かつ合理的な見積もりが可能となった時点で、速やかに開示いたします。

6. 今後の対応

特別調査委員会からの調査報告書を受領次第、明らかとなった事実関係および当社の対応方針等について、速やかに開示いたします。なお、特別調査委員会からは、2025 年 8 月初旬を目途に調査報告書を受領する予定としております。

以上